

平成30年第3回定例会
斑鳩町議会会議録

平成30年9月27日
午前9時30分 開議
於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員(12名)

1番	宮崎和彦	2番	小林誠
3番	中川靖広	4番	小村尚己
5番	伴吉晴	6番	平川理恵
7番	嶋田善行	8番	井上卓也
10番	坂口徹	11番	濱真理子
12番	木澤正男	13番	奥村容子

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 真弓 啓 係 長 岡田 光代

1, 地方自治法第121条による出席者

町 長	中西和夫	副町長	乾善亮
教育長	藤原伸宏	総務部長	加藤恵三
総務課長	仲村佳真	まちづくり政策課長	安藤容子
財政課長	福居哲也	税務課長	本庄徳光
住民生活部長	植村俊彦	住民生活部次長	黒崎益範
福祉子ども課長	浦野歩美	長寿福祉課長	中原潤
国保医療課長	猪川恭弘	健康対策課長	北典子
環境対策課長	東浦寿也	住民課長	関口修
都市建設部長	藤川岳志	都市建設部次長	谷口裕司
建設農林課長	上田俊雄	都市整備課長	松岡洋右
会計管理者	面卷昭男	教委総務課長	安藤晴康
生涯学習課長	栗本公生	生涯学習課参事	平田政彦

1, 議事日程

- 日 程 1. 建設水道常任委員長報告について
- 日 程 2. 厚生常任委員長報告について
- 日 程 3. 総務常任委員長報告について
- 日 程 4. 決算審査特別委員長報告について
- 日 程 5. 各常任委員会の先進地視察について
- 日 程 6. 議会運営委員会の先進地視察について
- 日 程 7. 各常任委員会の閉会中の継続審査について
- 日 程 8. 議会運営委員会の閉会中の継続審査について
- 追加日程 1. 発議第 4 号 国民健康保険県単位化の下での国保運営のありかた
に関する意見書について
- 追加日程 2. 研修会への参加派遣について

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

(午前9時30分 開議)

○議長（伴吉晴君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、全員出席であります。

これより本会議を再開し、ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、開会初日に決定したとおりであります。

これに従い、議事を進めてまいります。

まず、日程1. 建設水道常任委員長報告についてを議題とし、建設水道常任委員長の審査結果報告を求めます。

8番、井上委員長。

○建設水道常任委員長（井上卓也君） それでは、建設水道常任委員会委員長報告をさせていただきます。

去る9月18日、全委員出席のもと委員会を開きましたので、その概要について報告いたします。

はじめに、1. 付託議案について、（1）議案第39号 斑鳩町農地等災害復旧事業分担金徴収条例について、本条例は町が施行する農地及び農業用施設の災害復旧事業の費用に充てるため、地方自治法第224条の規程に基づき、分担金を徴収することについて必要な事項を定めるものであると説明がありました。

また、関連します3. 各課報告事項、（1）斑鳩町農地等災害復旧事業分担金徴収条例施行規則（案）について資料により説明がありました。委員より、この条例、また規則を定める前はどのようにされていたのか、改正後も負担率は同じなのかなど若干の質疑があり、それぞれ理事者より答弁されております。本案については、当委員会として原案どおり可決すべきものと決しました。

続いて、2. 継続審査について、（1）都市基盤整備事業に関することについて、①都市計画道路の整備促進に関することについて、都市計画道路法隆寺線の整備について、今年度末までに国道25号との接続部分の工事を予定しており、奈良県警交通規制課とは、信号機等交通安全施設の設置に係る施工計画、スケジュールについて協議を行い、一定の目途がついてきていることから、法隆寺線の整備工事につきましては、10月末の入札を予定しており、現在、発注に係る手続きを進めているところである。との説明がありました。委員より、都市計画道路法隆寺線が供用開始になったのち、服部道が混雑するのではないかということについて、警察との意見交換はされているのか等、質疑があり、それぞれ理事者より答弁されております。

次に、② J R 法隆寺駅周辺整備事業に関することについて、まちづくり連携協定において、基本構想を定めていくこととしているところであり、現在のところ県担当者との先進事例を参考としつつ、地域の状況についての情報共有を図りながら、事務的な調整を行っているとの報告がありました。委員より連携協定の基本構想の予算についてなど、若干の質疑があり、それぞれ理事者より答弁されております。

以上、継続審査については、一定の審査を行ったということで終わりました。

続いて、3. 各課報告事項について、(2) 平成30年度斑鳩町一般会計補正予算(第6号)について、議案第44号 平成30年度斑鳩町一般会計補正予算(第6号)につきまして、当委員会所管に関することにつきましては一括して資料により説明がありました。

続いて、4. その他について、委員より、三代川の浚渫工事について、民間のブロック塀の相談窓口の件など若干の質疑があり、それぞれ理事者より答弁されております。

以上が、開会中における当委員会に係ります審査の概要と結果であります。詳細につきましては会議録に整理をいたしますので、ごらんいただきますようお願いいたします。

これで、建設水道常任委員会委員長報告を終わらせていただきます。

ご静聴ありがとうございました。

○議長(伴吉晴君) 次に、日程2. 厚生常任委員長報告についてを議題とし、厚生常任委員長の審査結果報告を求めます。

6番、平川委員長。

○厚生常任委員長(平川理恵君) それでは、厚生常任委員長報告をさせていただきます。去る9月19日、全委員出席のもと厚生常任委員会を開催しましたので、その概要をご報告いたします。

まず、9月定例会より付託を受けました5議案につきまして、議案第42号 斑鳩町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についてなど4議案を原案通り可決すべきものと決し、また、陳情第4号 国民健康保険県単位化の下での国保運営のありかたに関する意見書については、賛成少数で不採択すべきものと決しましたことをご報告させていただきます。

それでは、議案第42号 斑鳩町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についてであります。この議案につきましては、家庭的保育事業を実施する場合に確保すべき連携施設の要件を緩和することと、食事の提供について外部搬入できる事業者の範囲が拡大されるとの説明がありました。委員からは、町内の

小規模保育事業所について、給食を町が経由して発注することができるかなどの質問があり、理事者から一定の答弁がなされました。

次に、議案第45号 平成30年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、国庫支出金等の返還に係り、歳入歳出それぞれ3,386万4,000円を増額し、歳入歳出それぞれ34億8,216万4,000円とするものとの説明がありました。委員からは、単年度黒字になっている要因についてなどの質問があり、理事者より一定の答弁がなされました。

次に、議案第46号 平成30年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、平成29年度の本特別会計の決算額の確定に伴う繰越金と、国庫支出金及び県支出金並びに支払基金からの交付金の精算に関するものとし、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,076万5,000円を追加し、歳入歳出それぞれ25億6,076万5,000円とするとの説明がありました。委員より、若干の質問があり、理事者より一定の答弁がなされました。

次に、議案第47号 平成30年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、平成29年度会計からの繰越し、保険料の還付、広域連合への納付等に関するものであると説明があり、歳入歳出それぞれ216万2,000円を増額し、歳入歳出それぞれ、4億3,756万2,000円とするとの説明がありました。

次に、陳情第4号 国民健康保険県単位化の下での国保運営のありかたに関する意見書についてであります。委員より、国民健康保険の県単位化による統一保険料という考え方はそぐわないという意見、県が医療費の抑制に取り組む努力をしているなかで、今後改善されることもあるという意見があり、討論を行った結果、賛成少数により、不採択すべきものと決しました。

次に、継続審査案件であります。まず、環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについては、特に報告すべきことはないとの報告がありました。

続いて、各課報告事項について、（1）議案第44号 平成30年度斑鳩町一般会計補正予算（第6号）についてであります。主な補正内容としては、未熟児養育医療費給付費の増額、平成29年度の自立支援給付費国庫負担金等の精算に伴う超過交付分を返還するための増額、平成29年度子ども・子育て支援交付金の精算に伴う超過交付分の返還のための増額、大阪府北部地震によるブロック塀倒壊により、町公共施設で建築基準法の現行基準に適合しないブロック塀の改修工事を行うための増額補正を行うとの説明がありました。

次に、（２）平成３１年度保育所保育料について、国において示された保育標準時間・保育短時間別に、保育料の基準である公定価格及び利用者負担基準額で若干の増額となるどころ、本年度と同額に据え置くとの説明がありました。

次に、（３）ふれあい交流センターいきいきの里の浴場の運営について、県保健所の立ち入り検査での助言にもとづき、週２回換水を行うこととし、休館日の月曜日以外に金曜日の開館から午後２時までの浴場の利用を休止するとの説明がありました。１か月程度試行的に実施し、運用状況を確認した上で、必要な条例改正や予算補正も行いたいとのことでした。委員より、換水の方法や所要時間、利用休止している時間帯の現在の利用人数、排水の仕組みなどについて質問があり、理事者より一定の答弁がなされました。

以上が、厚生常任委員会での概要です。なお、詳細につきましては、会議録に整理いたしますので、ごらんいただけますよう、よろしくお願いいたします。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（伴吉晴君） 次に、日程３．総務常任委員長報告についてを議題とし、総務常任委員長の審査結果報告を求めます。

４番、小村委員長。

○４番（小村尚己君） 去る９月２０日、総務常任委員会を開催しましたので、その概要をご報告いたします。

初めに、本会議より付託を受けました５議案につきましては、全て満場一致で原案どおり可決すべきものと決しましたことを最初にご報告いたしておきます。

まず、議案第３８号 町長、副町長及び教育長の給与の減額に関する条例についてであります。

町立幼稚園保育料における負担軽減策の一部適用漏れ事案を受け、組織の問題として捉え、過徴収となっておりました幼稚園保育料に係る還付加算金及び本還付事務に係る通信運搬費に要する費用相当額の公金の支出を抑制する必要があるという判断のもと、町長、副町長及び教育長の給与を１か月間、２０％減額するものであるという説明を受けました。委員より若干の質疑がございました。

次に、議案第４０号 斑鳩町町税条例等の一部を改正する条例についてであります。地方税法等の一部を改正する法律が平成３０年３月３１日に公布されたことから、この法律による改正内容のうち、平成３０年１０月１日以後に適用となるものについて、所要の改正を行うものである説明を受けました。委員より若干の質疑がいたされました。

次に、議案第41号 斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例についてであります。

こちら地方税法等の一部を改正する法律が平成30年3月31日に公布されたことから、この法律による改正内容のうち、平成30年10月1日以後に適用となるものについて、所要の改正を行うものであると説明を受けました。

次に、議案第43号 いかるがホール空調設備更新工事請負契約の締結についてであります。8月20日に指名競争入札を行い、鳳工業株式会社、落札率は44.5%の2,894万4,000円となっており、熱源機器の更新及び関連機器の更新を行うものであること。また、いかるがホールの休館が工事スケジュールの確定により平成30年10月1日から平成31年1月14日までの期間が貸し館可能であるとの説明を受けました。委員より工期の確定はどの段階でできるのか等の質疑がございました。理事者より一定の答弁がなされています。

次に、議案第44号 平成30年度斑鳩町一般会計補正予算（第6号）についてであります。歳入歳出総額それぞれ2億3,162万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ91億9,963万3,000円とするものであるという説明を受けました。委員より若干の質疑がなされています。

続きまして、継続審査案件であります。まず、斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについてであります。法隆寺ゆかりの都市文化交流協定締結1周年を記念しました特別展「法隆寺食封で結ばれた文化交流展 一法隆寺がつなぐ各地域の古代の様相一」が開催され880名の方に入館いただいたこと、平成30年度秋季特別展「史跡藤ノ木古墳と大和の家形（いえがた）石棺」について行う予定であること、また記念講演会を計画していること。中学生以上を対象とした「斑鳩考古学講座」、「勾玉づくり講座」の募集をはじめていることの報告がありました。委員より若干の質疑がなされています。

続きまして各課報告事項であります。まず、斑鳩町コミュニティバスの再編に向けた考え方についてアンケートの結果等から2つのコミュニティバスの再編、新たに高齢者を対象としたタクシー運賃助成制度を創設することを検討しているとの報告を受けました。委員より対象年齢やどの程度の助成を考えているのか、等の質疑がなされ理事者より一定の答弁がなされています。

次に、平成30年度の町民プールの利用状況についてであります。今年度の利用者は6457人で前年度より1142人の利用者が減少しているとの報告を受けました。

続きまして、その他について委員より学童保育の申し込み人数が夏休みの間増えていることについて、町としてどのように対応しているのか等の質疑があり、理事者より一定の答弁がなされています。

以上が、当委員会の概要報告であります。詳細につきましては、会議録を整理いたしますので、その後、ごらんいただきますようお願いいたします。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（伴吉晴君） 次に、日程４．決算審査特別委員長報告についてを議題とし、決算審査特別委員長の審査結果報告を求めます。

４番、小村委員長。

○決算審査特別委員長（小村尚己君） それでは、決算審査特別委員会委員長報告をさせていただきます。

去る９月１１日、１３日の２日間にわたり、全委員出席のもと本会議から付託を受けました議案第４８号 平成２９年度斑鳩町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について及び認定第２号から認定第７号までの７議案について審査を行いましたので、その概要と審査結果について、報告いたします。

最初に、代表監査委員から決算審査意見書に基づき、詳細に報告をいただきました。若干の質疑があり、答弁がなされています。

次に、一般会計及び各特別会計の決算概要につきまして、決算の状況の資料に基づき説明を受けました。

続いて、健全化判断比率報告及び一般会計歳入全般について説明を受けた後、一般会計歳出及び各特別会計等について、各部ごとに説明を受け、質疑を行って審査を進めました。

審査に当たっては、各委員から多くの質疑、意見等がありました。本日の報告ではその内容を省略させていただきますが、会議録に整理させていただきますので、ごらんいただきますようお願いいたします。

審査の結果につきましては、議案第４８号 平成２９年度斑鳩町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、満場一致で可決すべきものと決しました。

認定第３号 平成２９年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第４号 平成２９年度斑鳩町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第５号 平成２９年度斑鳩町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第６号 平成２９年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定

について、認定第7号 平成29年度斑鳩町水道事業会計決算の認定については、当委員会といたしまして、満場一致で認定すべきものと決しました。

認定第2号 平成29年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算の認定につきましては、賛否の討論があり、結果、賛成多数で認定すべきものと決しました。

以上が、2日間の審査の概要と結果であります。会議録に、詳細に整理させていただきますので、ごらんいただきますようよろしくお願いいたします。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（伴吉晴君） 以上で、各委員長の報告が終わりました。

これより、付議順序に従いまして、表決を行ってまいります。

初めに、議案第38号 町長、副町長及び教育長の給与の減額に関する条例についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） 異議なしと認めます。

よって、議案第38号については、満場一致で可決いたされました。

次に、議案第39号 斑鳩町農地等災害復旧事業分担金徴収条例についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） 異議なしと認めます。

よって、議案第39号については、満場一致で可決いたされました。

次に、議案第40号 斑鳩町町税条例等の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） 異議なしと認めます。

よって、議案第40号については、満場一致で可決いたされました。

次に、議案第41号 斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例についてをお諮り

いたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伴吉晴君) 異議なしと認めます。

よって、議案第41号については、満場一致で可決いたしました。

次に、議案第42号 斑鳩町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伴吉晴君) 異議なしと認めます。

よって、議案第42号については、満場一致で可決いたしました。

次に、議案第43号 いかるがホール空調設備更新工事請負契約の締結についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伴吉晴君) 異議なしと認めます。

よって、議案第43号については、満場一致で可決いたしました。

次に、議案第44号 平成30年度斑鳩町一般会計補正予算(第6号)についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伴吉晴君) 異議なしと認めます。

よって、議案第44号については、満場一致で可決いたしました。

次に、議案第45号 平成30年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伴吉晴君) 異議なしと認めます。

よって、議案第45号については、満場一致で可決いたしました。

次に、議案第46号 平成30年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伴吉晴君) 異議なしと認めます。

よって、議案第46号については、満場一致で可決いたしました。

次に、議案第47号 平成30年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伴吉晴君) 異議なしと認めます。

よって、議案第47号については、満場一致で可決いたしました。

次に、議案第48号 平成29年度斑鳩町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伴吉晴君) 異議なしと認めます。

よって、議案第48号については、満場一致で可決いたしました。

次に、認定第2号 平成29年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算の認定について、これより討論を行います。

初めに、本案を認定することに反対する議員の意見を求めます。

12番、木澤議員。

○12番(木澤正男君) それでは、認定第2号 平成29年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場から意見を申し上げます。

平成29年度の一般会計につきましては、予算審査の段階で修正案を提出し、原案に

は反対の立場をとってきました。

修正の主な内容は、後退してしまった30人学級の充実や、シルバー人材センターへの発注単価の改善です。昨年の10月に行われました町長選挙の結果、新たに中西町長が就任され、今年度の予算のなかでシルバー人材センターへの発注単価については改善されました。その点については高く評価をさせていただきます。しかし、29年度では、まだ改善されておらず問題だと考えます。また、30人学級の編制については、その後も何度か議論をしてきました。特別支援学級への対応については充実をされていますが、普通学級については後退したままの基準となっています。教員の確保が困難な状況だとのことですが、この点については、町単独での努力とともに国・県にも働きかけを行い充実していただきますよう強く求めておきたいと思っております。

それでは、決算審査のなかで感じた主な点についていくつか申しあげたいと思っております。

まず1点目はコミュニティバスの運行についてです。平成28年の10月から2台に増やし、ルートや本数についても充実をしてきましたが、乗車人数が大きく減少しました。有料化したことが最大の原因だと考えます。もともとは主に高齢者のみなさんからコミュニティバスの充実を求める声があり、台数を1台から2台に増やしたことは評価できますが、当初目標としていた乗車人数4万6千人に対し、結果は2万7,646人と目標の60%程度にとどまりました。さらに、有料化前の平成27年度と比べると、平成27年度では年間で3万9,430人、一日平均111人乗車していましたが、完全有料化後の平成29年度では2万7,646人、一日平均77人となっています。一方でかかった経費は、平成27年度がおよそ1,300万円であったのに対し、平成29年度では収入は218万7,000円ありましたが、経費は3,250万円程度かかっており、比較すると経費はおよそ2.5倍になっています。この結果から見て、コミュニティバスの有料化は費用対効果という点でも政策的な大失敗だったことは明らかです。このコミュニティバスの運行については、現在、町の方で改善に向けた取り組みを進めようとしておりますので、今後、十分に議論を深めていきたいと思っておりますが、料金を徴収することによって得られる収入と、それに伴って発生する乗車人数の減少との関係をもっと厳しく受け止めて対策を講じなければ、また失敗を繰り返すことになりかねません。年間200万円程度の収入であれば、利用促進のための対策費だと考え、無料に戻した方が効果が見込めるのではないのでしょうか。民間の交通会社との関係もありますので、無料で走らせることができるのかどうかについては、今後、公共交通会議に諮ってみたいとわかりませんが、この点についても今後、担当の総務常任委員会のなかで

しっかりと議論していきたいと思えます。

次に2点目として、ふるさと納税の取り組みです。平成29年度では企業版ふるさと納税として7千万円の寄付をいただきましたが、個人の分では前年比マイナス360万円減少であったと思えます。過度な競争をする必要はないと思えますが、この間、減少傾向にあることはきちんと受け止め、なんらかの対策を講じていく必要があるのではないかと感じましたので、そのことだけ触れておきたいと思えます。

次に3点目として、高齢者の免許自主返納支援事業です。これについては、町は免許の返納を促すきっかけをつくるための事業として取り組んでいるとのことですが、しかし、免許を返納したあとの高齢者の生活のこともしっかり考えて支援をしていく必要があると思えます。高齢者のみなさんから「返納したいが車がないと生活できないので免許は手放せないし、ICOCAカードを一回もらっても使い切ったら次の年からどうすればいいのか。もっと返納した後のことも考えた取り組みをしてほしい」との声が寄せられています。決算審査特別委員会のなかでは、地域の企業や商店などと連携した取り組みを警察が進めているとの答弁がありましたが、町としてもっと問題認識を持って、そうした取り組みにも積極的にかかわっていただきたいし、以前にも質問で取り上げましたが、支援策の充実についても研究・検討を進めていただきたいと思えます。

次に4点目として、コンビニ交付システムについてです。29年度では、取り扱い件数が833件であります。システム運用にかかった年間の経費は467万5,079円とかなりの高額になっています。住民票や印鑑登録証明書をコンビニで発行するのに一件当たり5,612円もの経費がかかっており、いくら便利だからといっても費用対効果の面から問題があると思えます。また、個人番号カードの発行件数も制度開始の平成28年1月から3月までで2,318件であったのに対し、平成29年度では1年間で1,101件しか発行されていません。発行率は29年度末で13.9%と非常に低くなっています。決算審査特別委員会では、今後、需要が伸びていくので長いスパンで見守ってほしいという旨の答弁をされていましたが、現在でも8月末時点で発行率は14.8%とその後ほとんど伸びていません。決算委員会でも答弁の中で触れておられましたが、個人番号がわかれば申請等はできますので、わざわざ個人番号カードを作る人は少ないですし、政府が個人番号カードを作ることで利点が生まれるような取り組みを進めようとはしていますが、それよりもカードの紛失等による個人番号の漏えいなど、カード管理のリスクを考えると、今後も個人番号カードの普及が進むとは思えません。そもそも政府自身が個人情報管理しきれず次々と情報漏えいが起きているのに、何を

持って安全だというのでしょうか。これまでも指摘してきましたが、マイナンバー制度自体に問題があり、そのシステムを利用したコンビニ交付システムも維持経費がかかりすぎることから、コンビニ交付システムについては運用自体をやめるべきだと考えますので、問題点として厳しく指摘しておきたいと思います。

次に5点目として、貸農園の推進についてです。こちらについては、入園率が阿波、稲葉ともに100%となっており、成果としては見るべきものがあります。ただ、見方を変えると需要に対して供給が追いついていないのではないのでしょうか。農地を借りたいという方がいることについては、以前にも質問で取り上げてきましたし、決算審査特別委員会のなかでも指摘をされていました。町は国の施策でもある農地の集約に努めていきたいとの答弁をされていましたが、国が進めようとしているのは企業の参入をメインの目的として農地の集約を進めているのであって、ある程度の規模、できるだけ大規模な農地として把握・管理を進めていこうとするものです。しかし、町内での需要は、個人もしくは各家庭などで家庭菜園的に野菜を作りたいというものが多く、町民の願いとはかみ合っていないと思います。把握・管理は大変かとは思いますが、小規模でも貸し手と借り手のマッチングができるようになれば、耕作放棄地も減り農地や農業を守ることにもつながると思います。ぜひ、実施に向けて研究・検討を進めていただくことを要望いたします。

次に6点目として、いかるがパークウェイ、いかるがバイパスについてです。これまでも申しあげてきましたように、住民合意が得られていない地域があり、沿線住民の意思を無視して進めるべきではありません。特に県道大和高田斑鳩線から東側は住宅密集地であり、地元自治会からの強い反対もあることから、現実問題として整備不可能だと考えます。国道25号の渋滞解消策としては、現計画の変更を強く要望いたします。

以上、主な問題点や決算審査を通じて感じた点などについて指摘をしてきましたが、一方で、平成29年度については、保護者から要望の強かった学童保育の運営時間の延長や幼稚園給食の充実、また学校給食に対する補助金の引き上げや、幼稚園では新たに給食補助金を設置するなど施策の充実などが実施された点については、高く評価をさせていただきます。

最後に、いつも苦言ばかりで申し訳ないのですが、町長はじめ職員のみなさまには決算審査を通じて得た教訓を次年度の予算編成に反映できるよう、また、住民福祉の向上につなげていただくため、更なる努力を図られますことを強く要望いたしまして、私の反対意見とさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（伴吉晴君） 次に、本案を認定することに賛成する議員の意見を求めます。

1番、宮崎議員。

○1番（宮崎和彦君） それでは、認定第2号 平成29年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場から意見を申し上げます。

全国的な少子化・超高齢化の進展は、労働力人口の減少や社会保障費の増大といった面で、地方経済にさらなる影響を及ぼすことが予測され、町財政の見通しは、決して明るいとは言えない状況となっています。このような厳しい状況のなかではありますが、平成29年度予算の執行を通して、本町が抱えている行政課題に的確に対応され、各種施策に着実に取り組まれているものと考えられます。

その主な内容としましては、子育て世代包括支援センターの設置や学校での給食補助金の増額などの子育て支援の充実、私立保育園の増築支援などの保育環境の充実、創業のための補助制度創設やセミナー実施など総合的な創業支援による地域活性化、また、通学路への防犯カメラの設置や災害情報伝達システムの導入などの防犯・防災施策の充実に取り組み、町民の誰もが安心して生活できる魅力あるまちづくりを積極的に進められているものと認められます。

さらに、史跡中宮寺跡の整備、法隆寺線本線部分の整備、斑鳩小学校渡り廊下等の耐震補強、斑鳩東小学校の照明設備のLED化などの建設事業にも計画的に取り組まれています。決算状況につきましては、単年度収支で約2,600万円の赤字となりましたが、この主な要因は、町債の発行抑制の取り組みによるものであり、町債残高は、前年度と比較し約3億3,000万円の減額となっています。また、当初予算で計上されていた財政調整基金の取崩しを執行していないことから、健全な財政水準を維持しているということがうかがえます。

今後においても、人口減少社会の諸課題を克服し、本町の魅力と活力を高める施策をはじめ、社会情勢や町民の皆様のニーズに的確に対応した施策展開が求められており、これまで以上の積極的な推進を期待したいと思っています。

そのためにも、全職員が知恵を出し合いながら、より一層、効率的かつ効果的な行財政運営に努めていただき、また、決算審査特別委員会での各委員からの指摘や監査委員からの決算審査意見について、今後の町政に生かされることをお願いし、私の賛成意見といたします。

議員皆さまのご賛同をお願いいたします。

○議長（伴吉晴君） これをもって、討論を終結いたします。

本案については、賛否両論であります。よって、これより採決を行います。

本案を認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立する者あり）

○議長（伴吉晴君） 起立多数であります。

よって、認定第2号については、賛成多数で認定いたされました。

次に、認定第3号 平成29年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） 異議なしと認めます。

よって、認定第3号については、満場一致で認定いたされました。

次に、認定第4号 平成29年度斑鳩町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） 異議なしと認めます。

よって、認定第4号については、満場一致で認定いたされました。

次に、認定第5号 平成29年度斑鳩町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） 異議なしと認めます。

よって、認定第5号については、満場一致で認定いたされました。

次に、認定第6号 平成29年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伴吉晴君) 異議なしと認めます。

よって、認定第6号については、満場一致で認定いたされました。

次に、認定第7号 平成29年度斑鳩町水道事業会計決算の認定についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伴吉晴君) 異議なしと認めます。

よって、認定第7号については、満場一致で認定いたされました。

ここでお諮りいたします。

皆様のお手元に配布いたしております、追加日程1. 発議第4号 国民健康保険県単位化の下での国保運営のありかたに関する意見書についてを日程に追加し、日程の順序を変更し、先に審議することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伴吉晴君) 異議なしと認めます。

よって、追加日程1. 発議第4号を日程に追加し、日程の順序を変更し、先に審議することに決しました。

それでは、追加日程1. 発議第4号 国民健康保険県単位化の下での国保運営のありかたに関する意見書についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

12番 木澤議員。

○12番(木澤正男君) それでは、発議第4号についての提案説明をさせていただきたいと思えます。

まず、議案書を朗読いたします。

発議第4号

国民健康保険県単位化の下での国保運営のありかたに関する意見書について
標記について、地方自治法第112条の規定により別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

平成30年9月27日提出

議 会 議 員

濱 真理子
木 澤 正 男

それでは、意見書の朗読をもって説明とさせていただきます。

国民健康保険県単位化の下での国保運営のありかたに関する意見書

国民健康保険制度は、日本の「国民皆保険」をささえ、自営業や無職、低所得などの方たちが必要な医療を安心して受けられるようにする大切な社会保障制度です。しかし、この間の社会保障制度改悪の中、国保保険料負担の増大と制度改悪が進んでいます。協会健保なみに保険料を下げようとするれば「1兆円必要」（全国知事会代表発言・2014年）とされていたにもかかわらず、国はわずか3,400億の投入で2018年度から国保の都道府県単位化を推進しました。

奈良県は「県内どこに住んでいても所得と世帯構成が同じなら同じ保険料水準」を目指し、6年間の激変緩和を経て2024年には「統一保険料水準」を達成するとしています。保険料の統一化を図るため県はこれまで市町村が国保料の上昇を抑制するため行ってきた「一般会計からの法定外繰入れ」をやめるよう指示しており、その影響などで2024年には20自治体で一人当たり平均保険料が10%以上の上昇、9自治体で20%以上の上昇となります（県最終試算）。県内の国保料滞納世帯は21,088世帯（10.19%）、短期証交付世帯は12,960世帯、資格証交付世帯は354世帯（2016年6月時点）、滞納者への差押えは1,687世帯、4億2,158万円（2014年度）にもものぼっていて、統一国保料への強引な誘導及び「法定外繰入れ禁止」指示はますます払えない保険料と滞納者の増加、経済的事由による未受診者の増加に直結します。奈良県が「国保財政の責任主体」であるならば、国保料を下げるための実効ある対策を今すぐ講じる必要があります。また、高すぎる保険料の根本問題である低い国庫負担率の改善を国に強く要請すべきです。

記

- ①高すぎる国保保険料を改善するため、国保財政への国庫負担の大幅増額を要請すること
- ②急激な保険料上昇を招く「奈良県統一保険料水準」の導入は見直すこと
- ③保険料上昇を抑制するために市町村が独自に行う施策、及び市町村が決定する保険（税）料率を尊重すること
- ④保険料上昇の著しい市町村に対する県の支援を具体化すること
- ⑤急激な所得減少や恒常的生活困難を抱える国保被保険者向けの一部負担金申請減免

制度、及び保険料申請減免制度を奈良県国保運営方針に明記し、周知すること
以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成30年9月27日

奈良県斑鳩町議会

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（伴吉晴君） 発議第4号については、賛否の討論を要するとの申し出があります。

よってこれより討論を行います。

初めに、本案を可決することに反対の議員の意見を求めます。

10番 坂口議員。

○10番（坂口徹君） それでは、発議第4号 国民健康保険県単位化の下での国保運営のありかたに関する意見書の採択について、反対する立場から意見を述べさせていただきます。

現在の国民健康保険制度では、今後さらなる増加が予測される医療費に対して、個々の市町村保険者が、単独では安定した財政的運営が困難になってきている現状があります。このため、奈良県が財政的な責任主体となって、この運営の中心的な役割を担い、市町村保険者とともに、運営に当たられていることに、大きな期待が持たれていると考えております。こうした制度改革のなかで、国保財政の一番の要となる保険料についても、被保険者の負担の公平性を図るために、その水準が統一されていくことは止むを得ないものと考えます。そのことによって、被保険者の負担が増えることになるのであれば、国は地方への財政支援を一層強化すべきであります。このことについては、地方自治体に関する団体が全国大会において決議され、国に要望されているところであります。国民健康保険だけでなく、医療保険制度の安定した運営は、医療費の増加に対する抑制施策などを講じる必要があります。これらを推進するためには、先に述べた全国大会のように、都道府県や全国の市町村が一体となって活動していくことが最も効果的であり、重要であると考えます。

このようなことから、現段階で、保険料等のみに着目した本意見書の採択には賛成しかねるものであり、よって、反対の意見とさせていただくものであります。

議員皆様のご賛同、よろしくお願い申し上げます。

○議長（伴吉晴君） 次に、本案を可決することに賛成の議員の意見を求めます。

11番 濱議員。

○11番（濱真理子君） それでは、発議第4号 国民健康保険県単位化の下での国保運

営のありかたに関する意見書についての賛成意見を述べます。

この意見書で求めている5項目の要求は国・県に対しての市町村の基本的な立場を、住民の立場に立った、また住民に寄り添った行政を行う、その姿勢を明らかにし、自治体が住民を尊重することを県・国に示し、求めるものでございます。県単位化を全国に先駆けて行う制度自体にも大きな問題がありますが、国庫負担の減額を進めてきた国の施策をまずは大幅に増額する要求は最優先の項目でございます。

国保加入者の多くは高齢者であり、また、自営業や非正規雇用の方の加入などもございます。しかし、多くの方が、年金・賃金の減額であったり目減りの影響を受けておいででございます。命を守る医療の保障は不可欠の問題であり、決して侵害されてはならない基本的な人権です。しかし、生活困窮により受診抑制を余儀なくされている、そういった方が多数おられる現状を、住民の責任とするのは大きな間違いであると同時に、国・県の憲法違反行為と考えています。行政機関で住民に最も近い市町村は、住民の命・暮らしを守る姿勢を崩すことなく、意見・要求を明らかにすることが責務であると思っております。

こういったことから、この意見書に対して私の賛成意見といたしたいと思えます。

住民の側に立つ町政を求める議員皆様のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（伴吉晴君） これをもって討論を終結いたします。

本案については、賛否両論であります。よって、これより採決を行います。

本案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立する者あり）

○議長（伴吉晴君） 起立少数であります。

よって、発議第4号については、賛成少数で否決いたしました。

なお、ただいまの発議第4号の否決により、陳情第4号 国民健康保険県単位化の下での国保運営のありかたに関する意見書については、不採択されたものとみなします。

次に、日程5. 各常任委員会の先進地視察についてを議題といたします。

各常任委員長から、先進地視察について、斑鳩町議会会議規則第130条及び斑鳩町議会議員の行政視察等派遣に関する要綱第10条第1項の規定により、お手元に配布しております計画書のとおり、先進地視察の申し出があります。

お諮りいたします。

各常任委員長からの申し出のとおり、これを承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） 異議なしと認めます。

よって、各常任委員長からの申し出は、満場一致をもって承認いたされました。

次に、日程 6．議会運営委員会の先進地視察についてを議題といたします。

議会運営委員会において検討されました結果、先進地視察を行わないこととされたので、ご報告いたします。

次に、日程 7．各常任委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

各常任委員長から、委員会において審査中の事件について、斑鳩町議会会議規則第 7 5 条の規定により、お手元に配布いたしております申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） 異議なしと認めます。

よって、各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたされました。

各常任委員会には、それぞれの事件における閉会中の審査について、よろしくお願いたします。

次に、日程 8．議会運営委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、委員会において審査中の事件について、斑鳩町議会会議規則第 7 5 条の規定により、お手元に配布いたしております申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたされました。

議会運営委員会には、閉会中の審査について、よろしくお願いたします。

ここでお諮りいたします。

皆様のお手元に配布しております、追加日程 2．研修会への参加派遣についてを日程

に追加し、審議することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伴吉晴君) 異議なしと認めます。

よって、追加日程2を日程に追加し、審議することに決しました。

それでは、追加日程2、研修会への参加派遣についてを議題といたします。

研修会への参加派遣について、斑鳩町議会会議規則第130条及び斑鳩町議会議員の行政視察等派遣に関する要綱第19条の規定により、お手元に配布いたしております計画書のとおり、これを承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伴吉晴君) 異議なしと認めます。

よって、研修会への参加派遣については、満場一致をもって承認いただきました。

以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

閉会に先立ちまして、町長の挨拶をお受けいたします。

中西町長。

○町長(中西和夫君) 平成30年第3回町議会定例会の閉会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会では、町長、副町長及び教育長の給与の減額に関する条例についてなど、23議案を提案させていただきましたところ、議員皆様方には去る9月3日の初日から本日まで終始熱心にご審議を賜り、すべて原案どおり可決を賜りましたこと、深く感謝申し上げますとともに、心よりお礼を申し上げます。

ご心配をおかけしております幼稚園保育料の負担軽減策の一部適用漏れ事案等につきまして、初日の提出議案説明の際にも申しあげましたが、今後、こうしたことがないよう職員と一丸となって事務の適正な執行に取り組むとともに、職員一人ひとりが最大限の力を発揮できる「風通しの良い職場づくり」に取り組んでまいります。

さて、7月の豪雨災害や9月に上陸いたしました台風21号、また大阪府北部地震や北海道胆振東部地震など、全国各地で災害が相次ぎ、甚大な被害が発生しております。亡くなられた方のご冥福を心からお祈りいたしますとともに、被災地の一日も早い復興を願うものであります。本町におきましても、幸い人的な被害はございませんでしたが、また週末には台風24号の接近も予想されており、防災体制の徹底を図り、迅速かつ適正な対応を行ってまいります。

終わりにあたり、彼岸も過ぎ、朝夕は秋めいてまいりましたが、日中はまだまだ暑い

日もありますので、議員皆様方におかれましては、くれぐれもお体にご自愛をいただきますようお願いを申しあげ、閉会のごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（伴吉晴君） これをもって、平成30年第3回斑鳩町議会定例会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

（午前10時30分 閉会）